

■ 論点整理に対するコメント

平成 15 年 4 月 21 日
日本監査役協会
会計監査実務部会
第一分科会有志

「『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針』の検討状況の整理」に対するコメント

私ども日本監査役協会会計監査実務部会第一分科会では、「固定資産の減損に係る会計基準」を勉強する中で、標記のことについて有志会員から出された意見を整理し、下記のとおりコメントを提出させていただきますので、貴委員会におけるご検討の参考とさせていただきますようお願いいたします。

記

■ 内容に入る前に

既に減損会計の導入が決定されたごとくであるが、デフレ経済のもとでこの会計処理の適用を開始することは決して好ましいことではない。適用開始時期については、我が国経済の現状と会計基準の国際的な整合性をにらみつつ適切な判断を望みたい。

なお、導入を決める以上は、できるだけ企業によって会計処理が異なることのないようにする必要がある。

■ 対象資産

会計基準委員会（以下「委員会」という。）の考え方（特に市場販売目的のソフトウェアを除くこと及び自社利用ソフトウェアを含ませること）に対して基本的に異論はない。

既に企業会計審議会の結論が出されたことがらであるが、「投資不動産」を含めることについては、国際会計基準との著しい乖離は望ましくなく、やむを得ないものとする。

■ 資産のグルーピング

減損の兆候を把握するのに重要な資産のグルーピングは、キャッシュフローを生み出す最小の単位として認識するのに容易な管理会計の単位（事業部、支店、工場等）によることが望ましい。

また、資産のグルーピングが投資家の目から見て企業の恣意的なものと思われまいよう、広く一般的に利用できるモデルがあることが望ましい。委員会は同業種であっても企業によりグルーピングの扱いに差が出ることを容認しているようにも見えるが、そうならない

ようできるだけすべての業種ごとにそのようなモデルを提供してほしい。

例えば、説例の掲げられていない建設業の場合、営業及び施工を統括する支店とその下の営業所、機材センター等の事業拠点があり、資産を支店レベルで括るのとその下のレベルまで下げて括るのとでは、自ずと結論が異なる。これを個々の企業の判断に任せてもよいだろうか。また、企業の管理会計の態様により、支店ごとのキャッシュフローの把握をしない企業では、ほとんど全社1本のグルーピングとなるのであろうか。

なお、資産のグルーピングに「継続性の原則」を適用することは当然と考える。

■ 減損の兆候

事業の立ち上げ時など継続してマイナスが予定される場合の考え方について、一般的に新規事業や工場建設等の大型投資の将来にわたる投資経済計算は投資時点で検討済みであるので、これに対する差異が大幅に生じた場合には減損の兆候を見ることができると考える。

第50項に「状況に応じ個々の企業において判断する」「摘要指針では・・・その目安を示す」としているが、「経営環境の著しい悪化」については、これが目安を示しているといえるかどうか疑問がある。

市場価格の著しい下落を「50%程度以上」とするか、「30%程度以上」とするかについて、委員会は後者の方向性を示唆しているが、慎重に考える必要がある。特に短期的な下落はリバウンドも考えられる（かつて石油ショックの際の地価高騰後の下落は短期的ですぐにまた上昇に転じた。）こと、一時的な供給過剰や売り急ぎ状態となった場合の市場価格の適正性に疑問もありうること等から、「30%程度以上」とすることには抵抗を感じる。

減損会計では市場価格が回復した場合の戻入れの考え方がないので、市場価格の著しい下落の目安は「50%程度以上」とすることが望ましい。

なお、のれんは物理的な実態を持たないので、減損の兆候及び損失の測定においてまずのれんからこれを当てはめることは無理がないと考える。

■ 減損損失の認識の判定

経済的残存使用年数を税法耐用年数による原則、主要な資産の考え方には、基本的に異論がない。ただし、まれなケースとして、他の固定資産なしに営業譲渡を受けて計上されたのれんについては、主要な資産となることもあり得るのではないか。

■ 回収可能額の算定

回収可能額の算定についての考え方には、異論がない。

企業会計審議会が決定したことであるが、「使用価値」の用語は既に経済学用語として定着しているものがあり、違う概念でありながら同一の用語を導入したことは適切と思われない。

■ 将来キャッシュフロー

昨今の経済情勢の激変は、企業の「中長期計画」をほとんど無意味なものとしている。2年目には計画との乖離を生ずるという昨今の厳しい経営環境の中で将来のキャッシュフローを合理的に見積もることは非常に困難である。また、「合理的な反証がない限り」というものの、これに対する合理的な反証は挙げられやすく、実務上の困難性が予測される。

■ 使用価値の算定に用いられる割引率

個別の企業ごとの収益率や資本コストを割引率とすることは合理性があると思われるが、一般的に収益率の良くない企業の資本コストは高くなると考えられるので、いずれを採用するかによって割引現在価値が大きく異なる場合、その矛盾をどう解決するのであろうか。

■ 共用資産及びのれんの取扱い

共用資産及びのれんに対する取扱いについては、特に異論はない。

■ 減損処理後の会計処理

減損処理後の会計処理に対する取扱いについては、特に異論はない。

■ 表示及び開示

貸借対照表における表示としてとられる「合算間接控除方式」については、これによると減損処理額の把握ができないので、減損会計を適用した会計の表示として適切ではないのではないか。

国際会計基準第40号が求める「投資不動産の時価の注記」の問題については、企業会計審議会が「今後の課題」としたため委員会の議論にはなっていないと思われるが、他の固定資産と区別して投資不動産にのみ時価の注記を義務づける考え方はバランスを欠くものではないだろうか。